

(例規 25)

陸幕人教第 264 号
令和 2 年 3 月 27 日

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長
各 機 関 の 長
殿

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

緊急事態等が発生した際の速報について (通達)

標記について、令和 2 年 4 月 1 日から別紙のとおり実施されたい。

なお、陸幕人教第 184 号 (30. 3. 27)、陸幕人教第 279 号 (31. 3. 29) 及び陸幕人教第 282 号 (31. 3. 29) は、令和 2 年 3 月 31 日限り廃止する。

添付書類：別紙

緊急事態等が発生した際の速報について

1 趣 旨

陸上自衛隊として、緊急事態等の情報を一元的に収集し、内閣総理大臣等へ遅延なく報告するための速報要領等について示すものである。

2 緊急事態等

(1) 緊急事態等の定義

緊急事態等とは、国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態及び防衛省・自衛隊に関連して生じたその他の社会的な影響が大きな事件・事故をいう。

(2) 緊急事態等の細部項目等

緊急事態等の細部項目及び陸上幕僚監部の主管部署並びに内部部局等の担当部署については、付紙のとおりとする。

3 緊急事態等の速報要領

(1) 報告の責任者

報告の責任者は、事故報告に関する達（陸上自衛隊達第121-2号（41.4.1）。以下「事故報告達」という。）第5条に規定する責任者（以下「報告責任者」という。）とし、陸上総隊司令官、各方面総監、防衛大臣直轄部隊の長及び各機関の長が緊急事態等の発生について自ら認知した場合は、報告責任者と同様の役割を果たすものとする。

(2) 速報の対象

付紙に示す緊急事態等のほか、事故報告達第8条に規定する特別速報に該当する事故等を対象とする。

(3) 統合幕僚監部が担当部署となっている緊急事態等の速報要領

ア 統合幕僚監部が担当部署となっている緊急事態等については、統合幕僚長が防衛大臣等に速報を行うこととなっていることから、報告責任者は、付紙に示す統合幕僚監部が担当部署となる緊急事態等が発生した場合又は自ら認知した場合においては、上級部隊の長に報告するとともに、統合幕僚長（担当部署の長気付）へ速報を行う。

イ 陸上総隊司令官、防衛大臣直轄部隊の長及び各機関の長は、隷下部隊の長から緊急事態等の発生について報告を受けた場合又は自ら認知した場合においては、陸上幕僚長（緊急対処チーム長気付）へ報告する。

ウ 各方面総監は、隷下部隊の長から緊急事態等の発生について報告を受けた場合又は自ら認知した場合においては、陸上幕僚長（緊急対処チーム長気付）へ報告するとともに、陸上総隊司令官（担当部署の長気付）へ通報を行う。

(4) 前項以外の緊急事態等の速報要領

報告責任者は、付紙に示す緊急事態等の発生について報告を受けた場合又は自ら認知した場合には、上級部隊の長に報告するとともに、陸上幕僚長（緊急対処チーム長気付）へ速報を行う。

(5) 速報における留意事項

ア 第1報

報告責任者は、緊急事態等の発生を確認次第、電話等により直ちに速報を行う。報告内容は次のとおり。

(ア) 事態等名

(イ) 関係部隊（関係者が特定されている場合、その所属、階級、氏名等）

(ウ) 事態等の概要（時期、場所、事態等による被害状況等、発生を認めた時点で把握している参考事項）

イ 第2報以降

逐次判明した事項について、その都度報告するものとし、事案の内容に応じ、事案対応に係る適切な判断をし得るよう画像、映像等を添付する。

4 関係地方公共団体等に対する通報

各方面総監は、緊急事態等の発生について報告を受けた場合又は自ら認知した場合には、必要に応じ、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第14条（警備区域）に規定する警備区域内に所在する関係する地方公共団体等に対して通報を行うものとする。

緊急事態等の細部項目及び陸上幕僚監部の主管部署並びに内部部局等の担当部署

1 大規模自然災害

事 態		陸上幕僚監部内主管部署	内部部局等担当部署	
			勤務時間内	勤務時間外
(1) 地震・津波災害	地震又は津波により重大な人的・物的被害が生じるもの	部隊等に直接影響がある事態は、運用支援・訓練部運用支援課、その他は、指揮通信システム・情報部情報課	統合幕僚監部運用部運用室運営班	統合幕僚監部初動対応班
(2) 風水害	台風、集中豪雨等に伴う洪水、土砂、高潮等により重大な人的・物的被害が生じるもの			
(3) 火山災害	火山の噴火等に伴う溶岩流、火砕流又は山体崩壊、火山泥流等により、周辺市街地等において重大な人的・物的被害が生じるもの			
(4) 雪害	大規模な雪崩等により重大な人的・物的被害が生じるもの			
(5) その他の自然現象により重大な人的・物的被害が生じるもの				

2 重大事故

事 態		陸上幕僚監部内主管部署	内部部局等担当部署	
			勤務時間内	勤務時間外
(1) 自衛隊及び米軍以外の海上又は航空に係る事故であって多数の死者又は行方不明者を伴うもの		部隊等に直接影響がある事態は、運用支援・訓練部運用支援課、その他は、指揮通信システム・情報部情報課	統合幕僚監部運用部運用室運営班	統合幕僚監部初動対応班
(2) 原子力関係事故であって次に掲げるもの	ア 原子力施設から放射性物質が放出された場合その他事故の影響が周辺に及ぶもの			
	イ 原子力施設における火災その他の事故（放射性物質の放出の有無を問わない。）			
	ウ 核燃料物質（使用済み燃料を含む。以下同じ。）又は高レベル放射性廃棄物を輸送する船舶、車両又は航空機の衝突、沈没等の事故（我が国に係る輸送については国外の事案を含む。）			
	エ アからウまでに掲げるもののほか、社会的影響の大きなもの			
(3) 船舶、海洋施設等からの大規模な油流出事故であって、領海内等において被害が生じるもの			地方協力局 補償課事故情報 初動統制作業班	防衛省中央当直
(4) 危険物、ガス、毒劇物、火薬類等（以下「危険物等」という。）の流出事故であって次に掲げるもの	ア 危険物等の貯蔵施設等からの大量流出等その影響が周辺に及ぶもの イ 危険物等を輸送する車両、船舶又は航空機の衝突、沈没等の事故により、危険物等が大量に流出するもの（我が国に係る輸送については国外の事案を含む。）			
(5) (3)又は(4)の事故であって、在日米軍に係る事故				
(6) 大規模な火災、コンビナート事故、爆発その他の事故であって、重大な人的・物的被害が生じるもの				
(7) 自衛隊・在日米軍の艦船、航空機等の事故、教育訓練中の事故であって死者又は行方不明者を伴うもの。その他社会的影響の大きなもの（国外自衛隊に関する事案を含む。）	ア 行動命令によるほか、自衛隊統合遭、統合幕僚長指令、統合幕僚長指示—その他統合幕僚長が発する命令に基づき活動している部隊が起こした事故		統合幕僚監部運用部運用室運営班	統合幕僚監部初動対応班
	イ 米軍単独の行動中の事故			
	ウ 統合共同訓練中の事故			
	エ 統合訓練中の事故	練成訓練：運用支援・訓練部訓練課 航空機事故：装備計画部航空機課 船舶事故：装備計画部武器・化学課、通信電子課		
	オ 陸上自衛隊が計画する統合訓練以外の教育訓練中の事故	基本教育：人事教育部人事教育計画課 練成訓練：運用支援・訓練部訓練課 航空機事故：装備計画部航空機課 船舶事故：装備計画部武器・化学課、通信電子課	教育訓練（部隊訓練を除く。） ：防衛省内部部局人事教育局人材育成課 部隊訓練：防衛省内部部局防衛政策局訓練課	防衛省中央当直

3 重大事件

事 態			陸上幕僚監部内主管部署	内部部局等担当部署	
				勤務時間内	勤務時間外
(1) 核・放射性物質、生物剤、化学剤又は大量の爆薬を使用したテロ・ゲリラ事件その他大量殺傷型テロ事件			部隊等に直接影響がある事態は、運用支援・訓練部運用支援課、その他は、指揮通信システム・情報部情報課	統合幕僚監部運用部運用室運営班	統合幕僚監部初動対応班
(2) 次に掲げる原子力施設等に対するテロ・ゲリラ事件	ア 原子力施設への不審者の侵入又は攻撃				
	イ 我が国に係る核燃料物質又は高レベル放射性廃棄物を輸送する船舶、車両又は航空機に対する攻撃、略取等（我が国に係る輸送については国外の事案を含む。）				
(3) 次に掲げるテロリズム関係事件であって、社会的影響が大きなもの	ア 我が国要人に対するテロ・ゲリラ事件（国外の事案を含む。）	国 内		防衛省内部部局 防衛政策局 調査課	防衛省中央当直
		国 外			
	イ 日本滞在中の外国要人に対するテロ・ゲリラ事件			統合幕僚監部運用部運用室運営班	統合幕僚監部初動対応班
	ウ 自衛隊又は在日米軍に対するテロ・ゲリラ事件（自衛隊については国外の事案を含む。）	自衛隊			
		在日米軍			
	エ ウに掲げるもののほか、政府関係施設又は地方公共団体関係施設に対するテロ・ゲリラ事件				
	オ 電気、ガス、水道、通信網、公共交通機関等のライフラインに対するテロ・ゲリラ事件				
	カ アからオまでに掲げるもののほか、重要なテロ・ゲリラ事件				
(4) 次の一つ以上を満たすハイジャック・シージャック事件（国外の事案を含む。）	ア 日本国籍の航空機、船舶等に係るもの			統合幕僚監部運用部運用室運営班	統合幕僚監部初動対応班
	イ 犯人が日本人であるもの				
	ウ 乗客の多数が日本人である航空機、船舶等又は我が国要人が搭乗中の航空機、船舶等に係るもの				
	エ 日本に到来する可能性の高いもの（スケジュール上次の寄港地が日本の海空港である航空機、船舶等に係るもの、犯人が日本を到着地とすることを要求しているもの等）				
	オ 日本が管轄する飛行情報区又はおおむね2時間以内に日本の海空港に到着可能な領域に当該航空機、船舶等があるもの				
(5) 不審船事案					
(6) 外国艦船又は潜没潜水艦による我が国領海の侵犯（外国軍艦による海洋法に関する国際連合条約第19条第2項及び第20条に該当する事案を含む。）					
(7) 我が国周辺諸国からの弾道ミサイルの打ち上げ又は発射で我が国に危険を及ぼすと判断されるもの					
(8) 大規模な騒乱、暴動、パニック等					
(9) 次に掲げる外国軍用機による事件等	ア 外国軍用機による我が国の領空の侵犯及び我が国領土内への強行着陸等			防衛省内部部局 防衛政策局 調査課	防衛省中央当直
	イ 我が国近傍での外国軍用機による民間旅客機の撃墜等				
	ウ 諸外国における軍事衝突、クーデター又は内乱のうち、我が国に重大な影響を及ぼすもの				
(10) 自衛隊が派遣されている国等における武力衝突				統合幕僚監部運用部運用室運営班	統合幕僚監部初動対応班
(11) (1)から(10)まで以外の事件であって重大な人的・物的被害が生じるもの					

4 その他の事態

事 態		陸上幕僚監部内主管部署	内部部局等担当部署	
			勤務時間内	勤務時間外
(1) 我が国周辺諸国からの大量避難民の日本への到着		部隊等に直接影響がある事態は、運用支援・訓練部運用支援課、その他は、指揮通信システム・情報部情報課	統合幕僚監部運用部運用室運営班	統合幕僚監部初動対応班
(2) 日本国籍の船舶、航空機等に対する銃撃、だ捕、妨害行為等				
(3) 我が国の主権が及ぶ海域において外国船舶等より政治的意図をもって行われる不法行為				
(4) 我が国周辺諸国による核実験の実施				
(5) 自衛隊員による服務事故であって社会的影響が大きいもの（殺人、強盗、放火、強制性交、薬物等）		人事教育部人事教育計画課	防衛省内部部局人事教育局 服務管理官付	防衛省中央当直
(6) 2に定めるもののほか、防衛省・自衛隊の装備品等の製造中、研究開発中、試験中、修理中又は保管中における事故（装備品等の亡失を含む。）等で社会的影響が大きいもの	ア 左記の事項のうち、誘導武器（ミサイル等）並びにこれらに付随する器材に関するもの	装備計画部装備計画課 装備計画部武器・化学課 装備計画部通信電子課	防衛装備庁プロジェクト管理部 統合装備計画官付	
	イ 左記の事項のうち、通信器材、電波器材及び電子計算機並びに火器、弾火薬類、車両及び施設器材、化学器材その他の器材並びにこれらに付随する器材並びに糧食その他の需品に関するもの		防衛装備庁プロジェクト管理部 事業監理官（武器・車両担当）	
	ウ 左記の事項のうち、船舶並びにこれらに付随する器材に関するもの		防衛装備庁プロジェクト管理部 事業監理官（船舶担当）付	
	エ 左記の事項のうち、航空機及び航空機搭載火器並びにこれらに付随する器材に関するもの	装備計画部航空機課	防衛装備庁プロジェクト管理部 事業監理官（航空機担当）付	
	オ 左記の事項のうち、研究に関するもの	防衛部防衛課	防衛装備庁技術戦略部 技術計画官付	
	カ 左記の事項のうち、衛生資材に関するもの	衛生部	防衛省内部部局人事教育局 衛生官付	
	キ 左記の事項のうち、アからカまでのいずれに該当するか判断できない場合	装備計画部装備計画課	防衛装備庁装備政策部 装備政策課	
	ク 左記の事項のうち、自衛隊施設に係る事故（防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号）に規定する直轄工事、部隊施工工事若しくは部隊外注工事又は民間資金等の活用による自衛隊の施設の整備等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第65号）に規定する特定事業として実施される工事に当たって発生したものを含む。）又は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条に規定する土木工事等の受託による工事中の事故であって重大な人的・物的被害が生ずるもの	防衛部施設課	防衛省内部部局整備計画局 施設警備官付	
(7) 官用車事故（演習場における基本教育、練成訓練中の事故を除く。）で社会的影響が大きいもの		装備計画部装備計画課	防衛省内部部局防衛政策局 訓練課	
(8) 自衛隊員による電子計算機を通じた情報流出で社会的影響が大きいもの（4（9）に属するものを除く。）		指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課	防衛省内部部局防衛政策局 情報通信課	
(9) 自衛隊員による重大な秘密保全事故		指揮通信システム・情報部情報課	防衛省内部部局防衛政策局 調査課	
(10) 防衛省・自衛隊に対する重大なサイバー攻撃等（防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第2条第5号に規定するサイバー攻撃等をいう。）		指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課	防衛省内部部局防衛政策局 情報通信課	
(11) 自衛隊の病院等における医療事故等で社会的影響が大きいもの		衛生部	防衛省内部部局人事教育局 衛生官付	
(12) 自衛隊における感染症の発生（重篤性、感染性等に照らし危険性の高い感染症、新感染症又は新型インフルエンザ）で社会的影響が大きいもの				